

FFGは、「広域展開型地域金融グループ」として、高品質の金融サポートを通じた地域活性化および地域社会への貢献を目指しております。特に九州経済の基盤となる中小企業のお取引先に対して、積極的な金融仲介機能を発揮し、経営相談や経営改善支援といった金融円滑化に取り組んでまいりました。

昨今、お客さまを取巻く環境は一段と厳しさを増しています。そこでFFGでは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行などを踏まえ、中小企業や住宅ローンをご利用の個人のお客さまからの各種ご相談に対して、より適切かつきめ細かにお応えするため、対応方針を定めました。今後は、これまでの金融円滑化に向けた取組みをより一層強化して、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

■金融円滑化に関する基本方針（一部抜粋）

基本的な対応方針

当社は、当社の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者および住宅ローンをご利用のお客さまからご返済条件の変更等のお申込みなどがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨に則り、適時適切に対応してまいります。

ご返済条件の変更等のお申込みをいただいた場合

中小企業者のお客さまについては、お申込みに至った背景・事情、業況などを踏まえた条件変更等の必要性、将来にわたる事業の改善もしくは再生の可能性、その他の状況を、住宅ローンをご利用のお客さまについては、お申込みに至った背景・事情、財産・収入の状況や将来にわたるご返済の見通しなどを勘案しつつ、できる限り、ご返済条件の変更等に向けた取組みを検討いたします。また、お客さまからご返済条件の変更等のお申込みに関するご相談をいただいた場合には、真摯に対応し、お申込みを妨げる行為やお客さまの意思に反してお申込みを取下げただくような行為は行いません。

体制について

お取引に対する経営相談・経営指導および経営改善支援をはじめとした金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から、FFGではグループ3行に「金融円滑化管理責任者」および「金融円滑化統括部署」を設置いたしました。

また、従来以上に、お客さまからのご相談に迅速かつきめ細かに対応するため、各営業店・ローンセンター長および本部部長を「金融円滑化対応責任者」に、各営業店において副支店長または課長クラスの中から1名以上を金融円滑化対応担当者とし、実務対応の管理を行います。

中小企業者のお客さまへ向けた主な対応

■お客さまの事業再生などに向けた他の金融機関との緊密な連携

中小企業者のお客さまから事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より、当該手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合、あるいはお客さまに対して有する債権に関して企業再生支援機構から買取申込みなどの要請を受けた場合には、お客さまの事業についての改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、協力するよう努めます。

また、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会など、中小企業再生支援協議会が関係している場合には、当該機関と緊密な連携を図るよう努めます。

■経営改善計画の策定支援

お客さまの経営改善計画の策定に向けて真摯に議論し、必要に応じて経営改善支援などを所管する本部各々が、営業店とともにお客さまの経営改善計画策定を支援する取組みを行ってまいります。

■経営改善計画の進捗管理

ご返済条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、経営改善計画の進捗状況を管理するとともに、必要に応じて、お客さまに対して助言を行うよう努めます。

（全文は各銀行ホームページにて閲覧可能です）